

## 五地域区分の重複する地域における土地利用調整指導方針

五地域区分	五地域区分 細区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
		用途地区 市街化区域 及 市街化調整区域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境 保全地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地区												
	市街化調整区域	×											
	その他	×	×										
農業地域	農用地区域	×											
	その他	×			×								
森林地域	保安林	×			×								
	その他						×						
自然公園地域	特別地域	×											
	普通地域								×				
自然保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×	×				
	特別地区	×							×	×	×		
	普通地区	×							×	×	×	×	

〔凡例〕

- ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ：相互に重複した場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- ：相互に重複している場合は両地域が両立するように調整を図る。

：土地利用の現況に注意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。

：原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。

：森林としての利用の現況に留意しつつ、森林との利用の調整を図りながら都市的な利用を認める。

：原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認める。

：森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。

：自然公園としての機能を出来る限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。